

5 文科高第 67 号
医政発 0418 第 10 号
令和 5 年 4 月 18 日

各都道府県知事 殿
各私立大学長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

義肢装具士学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 10 号に規定する
適当な実習指導者について

義肢装具士の臨床実習については、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 3 年 12 月 1 日)において、義肢装具士を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨床実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨床実習施設によって様々であることから、義肢装具士の質の向上のため、臨床実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨床実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、義肢装具士学校養成所指定規則(昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「義肢装具士養成所指導ガイドラインについて」(令和 5 年 4 月 18 日医政発 0418 第 8 号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。

これらを踏まえ、指定規則の第 4 条第 1 項第 10 号に規定する「適当な実習指導者」を下記のように定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。

記

適当な実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師若しくは義肢装具士として 5 年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において 5 年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者で

あることに加え、福祉用具専門分野において実習指導者となる者は、厚生労働省の定める基準を満たす「義肢装具士臨床実習指導者講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した者とする。

なお、臨床実習を行う施設における義肢装具士である実習指導者は、講習会を修了した者であることが望ましい。

以上